

2022.5.13. DF相続対策セミナー

なるべく法的に揉めない遺言を、
元気なうちに作りましょう。

～遺産分割、遺言、遺留分侵害額請求の基礎～

弁護士 児玉 譲

[設 例] 都下に住むX氏(82歳)の相続の法的対策は？

事情 まだ元気。しかし、元気なうちに遺言を作成したい。

財産 資産は次の通り **合計1億2000万円** / 負債はない。

①都下の自宅土地建物 (時価**5000万円**)

②預貯金 **4000万円**

③上場会社の株式 (時価は長年安定的 **合計3000万円**)

内訳 a社株**2000万円**、 b社株**1000万円**

□推定相続人 妻は数年前に他界し、子A, B, C 3人がいる。とくに不仲ということはない。

長男A(58歳) 都内港区在住。 芸術家生活で生計。 賃貸アパート暮らしで**不動産は所有せず**、子供はいない。妻と2人暮らし。 **妻は、郊外の戸建てに住みたい。**

次男B(55歳) さいたま市在住。会社の取締役。分譲マンション1戸を所有・居住。
子供は皆独立、妻と2人暮らし。 退職後は、**都下の自宅(父所有)**に戻りたい。

長女C(50歳) 川崎市在住。看護師。 **不動産は所有せず**。10年前に夫に先立たれ、
高校生の娘と2人暮らし。将来は、**都下の自宅(父所有)**から出勤したい。
これまで何かと父Xのことを気遣い、**X**から大変親孝行だと思われる。

Q1 遺言は必要か？

遺産分割は揉めやすい!!

相続人が複数いれば、共同相続

遺言がないとき ⇒ 相続分に応じた遺産共有となる ⇒ 遺産分割の必要……「争族」!!

遺産分割の流れは…… 協議 ⇒ 家裁調停 ⇒ 家裁審判

兄弟みんなで仲良く決めようとしても、揉めることが多い。 大抵は、配偶者が口を

出して紛糾の元になる !!

Q2 事前に推定相続人たちの希望を聞くのは？

「争族」の前哨戦となりがち。自主的な遺言作成や、後日の遺言の変更、遺産の生前処分にも支障。

Q3 どんな遺言が必要か？ 方式面

適切な方式と内容の遺言があれば、「争族」は回避しやすい !!

自筆証書遺言と公正証書遺言 が一般的

自筆証書遺言 = 遺言書の全文、日付、氏名を自分で記載するもの

ただし、財産目録はパソコンで作成可 毎葉に署名押印要

家裁の検認要 ただし 法務局保管の制度により家裁の検認は不要

→ 偽造ではないのか、遺言者の真意なのかというトラブルも。

公正証書遺言 = 遺言の内容を公証人が聞き取り公正証書にするもの

→ 家裁の検認不要。意思確認できる。様式違反、偽造、破棄、隠匿の恐れなし。

Q4 どんな遺言がより適切か? 内容面

1. 特定財産承継遺言のすすめ

特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」遺言 = 遺産分割の方法の指定

⇒ 遺言の対象たる遺産は、遺産分割なくして、遺言により確定的に権利が移転。

パターン1 「□□の土地は、Aに相続させる」、「○○の預金は、Bに相続させる」

⇒ 死亡＝相続開始により確定的に□□の土地はAに所有権移転し、○○の預金はBに帰属する。 ⇒ 遺産分割は不要 !!

パターン2 「□□の土地は、A、B、Cの1対2対3の共有とする」

⇒ 相続開始により自動的に□□の土地はA、B、Cの1対2対3の共有となる。

⇒ 遺産分割は不要。また当面は揉めないかも。

しかし、将来的に単独所有や売却には共有物分割(大体もめる)が必要

パターン3 「遺産は、Aに6分の1を、Bに3分の1を、Cに2分の1を取得させる」

「相続分の指定」 = 特定の相続人に法定相続分と異なった割合を与える遺言

⇒ 個々の遺産について具体的な権利を取得させるものではない

⇒ 遺産分割が必要となる

2. 遺言で遺産を網羅しておくこと

「その他一切の遺産は、 Aに相続させる」 という記載の勧め

そうしないとき ⇒ 遺産分割が必要となる

Q 5 遺言なら、どこまでも自由に財産処分ができるのか?

被相続人は、原則として自分の財産の処分は自由 しかし

遺留分 = 一定の相続人の遺産に対する持分的権利で、被相続人が自由処分できないもの

配偶者、子の遺留分は法定相続分の $1/2$

直系尊属の遺留分は法定相続分の $1/3$

兄弟姉妹は遺留分なし

設例 ⇒ 子 A, B, C の遺留分は、各自の法定相続分 ($1/3$) の $1/2$

(遺産の $1/6 = 2000$ 万円相当額)

Q 6 遺留分を侵害する遺言がなされたら？

遺留分侵害 = 遺言などにより特定の相続人の取得分が**遺留分額に満たない場合**

遺言により、相続開始をもって確定的に権利移転 = 遺留分侵害額請求により権利

移転の効力は左右されない。

↓

対策： 遺留分侵害額請求 = 当事者は、侵害額について金銭的な清算を請求できる

(民法改正 令和元年(2019年)7月1日以降の相続について)

遺言者としての対策 = 遺留分の侵害とならないよう事前に遺産と価額を把握

遺留分侵害額請求の事態では、不動産など遺産の評価等で揉めることが多い

□ X氏の計画その1

○長女C 自宅土地建物 5000万円、預貯金3000万円

○次男B 全株式 時価3000万円

○長男A 預貯金 1000万円

→ X氏の遺言(A 1000万円)が、Aの遺留分額(遺産の $1/6=2000$ 万円)に満たないので、Aは他の者(BとC)に遺留分侵害額請求ができる

Q 7 遺留分を侵害しないで、長女Cに手厚くする方法は？

生命保険金の活用 ！

X氏の計画その2 遺留分侵害額請求が起きないようにしたい。

○長女C 自宅土地建物 5000万円、預貯金1000万円

○次男B 全株式 時価3000万円

○長男A 預貯金 3000万円

プラス

長女C 4000万円の生命保険を手配(受取人を亡妻からCに変更)

1. 生命保険金(相続人など他人を受取人とする場合)は相続財産ではない !

他人のためにする保険契約に基づく財産の取得

⇒通常は、生前贈与などのように相続財産への加算(遺留分の算定の基礎)とならない。

2. 生命保険金が特別受益に準じるもの=相続財産へ加算とされる場合がある。

生命保険金について、相続人間の不公平が著しいと評価すべき特段の事情がある場合は、特別受益に準じて、もち戻し(相続財産への加算)の対象となる (最判平成 16.10.29.判決)

ア. 特別受益に準じるものと判定される場合とは

相続人間の不公平が著しいと評価すべき特段の事情がある場合

⇒ 主たる要素 ①保険金額、保険金額と遺産総額との比率、 ②受取人の被相続人への貢献など

① 保険金額の遺産総額との比率は50%以下で、②受取人の貢献度が認められれば、特別受益とはなりにくい。

イ. 特別受益と判定されたら？

生命保険金は、持戻し＝遺留分算定の基礎たる相続財産に加算 ⇒ 各自の遺留分額が増加
⇒ 遺留分侵害になりやすくなる

(例) Cを受取人とする1億2000万円の生命保険金を契約していた場合

⇒ 遺産総額と変わらない多額なので、特別受益となりうる

→ 遺留分の算定基礎 $12000 + 12000$ (生命保険金額を加算) = 24000

→ 各自の遺留分 $1/6 = 4000$

AとBは、それぞれ遺留分を下回る遺産取得 3000

⇒ AとBは、Cに対して1000ずつ侵害額請求

☆ 「争族」対策のポイント

1. 自主的に、なるべく特定財産承継遺言を公正証書で。

△推定相続人たちに希望など聞くことは ?・・・むしろ避けた方がよい。

△割合的な遺言、共有とする遺言は ?・・・避けた方がよい。 後々「分割」紛争の元。

2. 遺産分割の余地をなるべく残さない。

3. 遺留分を尊重。 遺留分侵害額請求の余地を残さない。

元気なうちに、遺産とその評価額を把握しておく。

✿ ご清聴ありがとうございました ✿